

第23回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第23回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和8年2月20日（金）午後1時25分～午後3時33分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1・2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

(農地利用最適化推進委員15名)

9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行	20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)
(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩
- 6 会議に付した事件
議事
 - 議案第124号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
 - 議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
 - 議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
 - 議案第127号 転用制限外農地の届出に対する受理について
 - 議案第128号 非農地証明願に対する認可について
 - 議案第129号 小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - 議案第130号 小野市地域計画変更(案)に関する意見について
 - 議案第131号 小野市地域計画(案)に関する意見について

議案第 132 号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について
(農地中間管理権)

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

2 月も後半に近づきました。ところが、毎日まだまだ寒い日が続いております。植物で見てみますと、梅の花やスイセンの花が咲いております。やっぱり、ちゃんと春が近づいてきているのだなという今日この頃でございます。

今、イタリアの方ではオリンピックが開催されていますが、日本人選手の活躍が非常に多く伝えられております。今日の朝のテレビを見てみますと、フィギュアスケートで女子の坂本花織選手らが銀メダルや銅メダルを取っております。メダルの数で言いますと、過去最高の数を取っているようです。今日の朝現在でメダルの総数が 22 個で、2 個追加となりましたので 24 個になったと思います。今まで過去最高のメダル総数が 18 個でしたので、かなり数が増えたと思います。

中でもフィギュアのペアの、りくりゅうペアの金メダルも感動しました。完璧な演技でした。涙が出てくるほど素晴らしい演技で感動しました。今からまだ競技がございますので、今後も日本人選手の活躍が楽しみです。

今年はいろいろスポーツのある年であります。3 月には野球の WBC (ワールド・ベースボール・クラシック) が開催予定で、大谷選手など海外のメジャーリーグの選手が参加してくれます。4 月にはゴルフのマスターズ大会が予定されております。6 月にはサッカーの大会もございます。

国内では、2 月 8 日に衆議院議員総選挙がございました。自民党が予想外の大勝で、3 分の 2 の議席を取り、維新を加えますと 4 分の 3 の議席を与党が確保しております。高市さんの人気選挙の結果に表れたのかなと思っております。

私の妻も食品の消費税が無くなって、買い物が楽になると喜んでおりますが、ところが食品の消費税を無くしますと、年間 5 兆円くらい歳入が減ります。それをどのように手当てするのかと心配しております。自民党

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページから3ページまでの7件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長 議案第124号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 復井町○○○ ○○ ○○、譲渡人 河合中町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 復井町字○○○○ 地目田 面積○○○ m^2 自作地、復井町字○○○○○ 地目田 面積○○ m^2 自作地、復井町字○○○○ 地目田 面積○○○ m^2 自作地、復井町字○○○○○ 地目田 面積○○○ m^2 自作地、復井町字○○○○ 地目田 面積○○ m^2 自作地、合計○筆、合計面積○○○ m^2 、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは80歳代の高齢で、現在は病気で入院されておられます。面会はできませんでしたが、長女の娘さんがおられまして、残りの家族で農業はできないということで、家族で話し合いをされ、譲受人の○○○○さんとの間で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○ ○○ ○○、譲渡人 久保木町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 久保木町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人の○○○○さんと譲渡人の○○○○さんとは本家と新宅の関係となります。今回の申請地につきましては、以前から譲受人の○○○○さんが耕作されておられ、今後も引き続き耕作していただく中で、贈与の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから8ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○○ ○○ ○○、譲渡人 神戸市垂水区名谷町字○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 小田町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、小田町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、小田町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、小田町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、小田町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、小田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんのお父さんが小田町の出身で、父から相続により農地を取得されましたが、農業の経験もないことから、譲受人の○○○○

さんと売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、次の5番、6番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番、5番、6番について説明いたします。

議案書の2ページ、3ページ及び参考資料の、9ページから20ページまでをあわせてご覧ください。

4番

申請人：譲受人 大阪市浪速区○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 明石市大久保町○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 広渡町字○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、広渡町字○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、合計○筆、○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは明石市に住まれておられ、申請地の管理は○○さんの息子が管理をされておられました。息子さんも現在、尼崎市に住んでおられ、耕作も大変になってきていた時に、譲受人の○○さんから土地の売買の話があり、話がまとまり今回の申請となりました。

5番

申請人：譲受人 大阪市浪速区○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 山田町○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 広渡町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 小作地、広渡町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 小作地、広渡町字○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 小作地、浄谷町字○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 小作地、合計○筆、合計面積○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは、昨年まで農地を小作として預けておられましたが、今年の5月で期間が満了となることから、譲受人の○○さんから土

地の売買の話があり、話がまとまり今回の申請となりました。

6 番

申請人：譲受人 大阪市浪速区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人
広渡町〇〇 〇〇 〇〇〇 申請地：所在地 広渡町字〇〇〇〇〇 地
目田 面積〇〇㎡ 小作地、広渡町字郷〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡
小作地、広渡町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、広渡町字
〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、広渡町字〇〇〇〇〇 地目
田 面積〇〇〇〇㎡ 小作地、浄谷町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇
㎡ 自作地、合計6筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所
有権移転であります。

譲渡人の〇〇〇〇〇さんは、3年ほど前から体調が悪くなり、鹿野町の
息子さん宅に住まれておられ、耕作も難しくなってきたことから、譲受人
の〇〇さんから土地の売買の話があり、話がまとまり今回の申請となりま
した。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 4番、5番、6番について、説明は終わりました。4番、5番、6番に
ついてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番、5番、6番について
は許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番、5番、6番については許可す
ることに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、7番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、21ページから22ページまでを
あわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加東市〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇、譲渡人 加東市〇
〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 中島町字〇〇〇〇 地目田 面積
〇〇〇㎡ 自作地、中島町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡、合計
2筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人の〇〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇〇さんは親子関係にあります。
親子間での贈与による所有権移転の話がまとまり今回の申請となりま
した。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第124号 農地法第3条関係では、申請件数7件、うち許可件数7件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第125号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第125号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和8年2月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの2件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第125号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、23ページから24ページをあわせてご覧ください。

申請人 加東市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 新部町字〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、露天駐車場 普通自動車3台（第3種農地）となります。

申請人の〇〇さんは加東市〇〇に住まれておられ、申請地の西側の空き家を購入され、申請地を露天駐車場として利用したいとのことで今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が宅地、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、25ページから26ページをあわせてご覧ください。

申請人 池尻町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 池尻町字〇〇〇〇〇〇 〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、露天駐車場 普通自動車4台（第3種農地）となります。

参考資料の25ページの地図にありますように、申請地の東側に〇〇さんの自宅があります。今回の申請地は、すでに南半分を埋め立てて3台の

駐車スペースがあります。この土地は畑ですが、昭和50年くらいにはすでに駐車場として利用していたそうです。

この度、〇〇さんの息子夫婦が家に帰ってくるということで、夫婦2台の駐車スペースが必要となることから今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が宅地、南側が道路、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第125号 農地法第4条関係では、申請件数2件、うち進達件数2件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第126号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第126号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和8年2月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第126号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、27ページから28ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 福住町○○○ ○○ ○○、譲渡人 福住町○○ ○○○ ○○、申請地：所在地 福住町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、贈与（交換）による所有権移転 露天駐車場 普通自動車3台（第3種農地）となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が道路、南側が道路、北側が田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○委員

摘要欄に、贈与（交換）となっておりますが、土地を交換するという
ことですか。

〇〇〇番 土地の交換です。

〇〇〇番 相手側の申請はどうなるのか。

○事務局 後ほど提出がございます。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達する
ことに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定
いたします。

○議長 以上、議案第126号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進
達件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理関係)

○議長 次に、議案第127号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の9ページをお願いします。

議案第127号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和8年2月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたし
ます。

○議長 議案第127号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外
農地の届出に対する受理関係でございます。
該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら

れますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、29ページから30ページをあわせてご覧ください。

届出人：加古川市尾上町○○○○○○　○○　○○○　届出地：所在地
新部町字○○○○○　地目田　面積○○㎡の内○○○○㎡　自作地、摘要として、農業用倉庫　1棟　1階　41.53㎡　（第3種農地）です。

農業用倉庫につきましては、○○さんのお父さんが何十年も前に今回申請地に建てられたものであります。昨年11月にお父さんが亡くなられ、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が本人の田、南側が宅地、北側が田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長　1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（質問なし）

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長　以上、議案第127号　転用制限外農地の届出に対する受理について、申請件数1件、うち受理件数1件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願関係)

○議長 次に、議案第128号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の11ページをお願いします。

議案第128号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和8年2月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、12ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第128号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、31ページから32ページをあわせてご覧ください。

申請人：黒川町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 万勝寺町字○○

○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○ 地目田
面積○○㎡ 自作地、合計2筆、合計面積○○○㎡、摘要として、平成
10年頃に山林化してしまったようです。

今回の申請地は、約40年前のほ場整備で、その際に、○○○○さんのお父さんが代替地として、非農用地として受けた土地とのことです。斧さんは○○○○で農業はされておられませんが、8年前にお父さんが亡くなられ、2年前にお母さんが亡くなられ、実家にはご両親がおられない状況であります。いろいろ調べていく中で、申請地が非農地の申請がされていないことが判明し今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。

〇事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出
されております。

〇議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番：〇〇委員
今回の申請地の北側が田んぼで、ほ場整備できれいな四角形になってい
るのに非農地認定されていない事情があったのか。

〇〇〇番 今回の申請地は、水も入っていませんし、東側の土地を含めて元々池で
した。その状態で払い下げされたようです。そのため、一度も耕作をされ
ておられない状況でした。

〇議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(質問なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可するこ
とに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定
いたします。

〇議長 以上、議案第128号 非農地証明願に対する認可について、申請件数
1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

〇議長 ここで、午後2時25分まで休憩といたします。

(小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について)

〇議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。
議案第129号から132号までの説明者として、地域振興部産業創造
課よりお越しいただいております。

(産業創造課あいさつ)

○議長 次に、議案第129号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の13ページをお願いします。

議案第129号

小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、
小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について意見を
求める。

令和8年2月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

14ページをお願いします。

市長部局より、令和8年2月3日付けで、意見を求められています。

事前資料として、「令和7年度（第1回）小野市農用地利用計画調整案件一覧表」をお送りしております。農用地区域からの除外案件は4件となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第129号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 それでは、議案第129号の提案につきまして、説明させていただきます。議案資料は、13ページ、14ページとなりますが、別途、説明資料として配布しております農振除外の6要件整理表を一緒にご覧いただき、ご審議のほどお願いいたします。

今回の除外件数は4件です。では、順番に説明させていただきます。

それでは、1つ目の案件から順に説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

(申請番号1)

申出者：○○ ○○

申出地：船木町字○○○○○○番 面積：○○㎡

権利関係：親族の所有農地を使用貸借

利用目的：一般住宅用地の一部

除外の要件：

1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

現在、申出者は加東市の賃貸アパートに、妻とともに居住しているが、将来、子どもが生まれた時のことを考えると非常に手狭である。また、子育てのしやすさ等も考慮し、申出者妻の地元である小野市船木町に拠点を移すこととした。

本申出地に隣接する農地〇〇〇〇等（非農用地）を含めて、申出者の一般住宅の建築を予定している。下準備のために用地の属性等を確認した際に、本申出地が農用地に属していることが判明した。

一般住宅の規模は床面積約 110 m²（11m×10m）程度を予定している。その他の一般住宅用地として、夫婦 2 台分と来客用 1 台分の計 3 台の自動車用地のほか、庭や植栽、ランドリースペース等の用地が必要になることを考えると、申出地についても一体利用する必要がある。

【土地に必要な条件】

隣接農地に一般住宅を建築するにあたり、一体利用が可能な土地

以上の条件下で、農用地区域外土地を探した結果、農振除外地で代替地は見つからなかった。

2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

東側、南側及び西側について非農用地と接していることから、農地の縁辺部に位置することから、農地の集団化に支障はないと認められる。現在、ほかの農用地と一体利用されておらず、効率的利用にも問題はないと認められる。

3 農地の利用集積に支障がないこと。

現在、申出者義祖父が耕作している農地 789-1（非農用地）の一部となっている。担い手への集積の実態もないことから、支障はないと認められる。

4 土地改良施設の機能に支障がないこと。

申出地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。

県営土地改良事業 小野東地区

事業完了年度：昭和 6 2 年

6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
地域計画区域外

7 農業委員会事務局の意見
(農地転用) 許可見込
除外後農地区分見込：第2種農地
関係法令を遵守すれば可能

8 加東土木事務所の意見
(都市計画法) 法の対象外
都市計画区域外であり、造成面積が1,000 m²以下であるため。
(建築基準法) 申請が必要
住宅の建築にあたっては、建築基準法に基づく建築確認を受けること。
(盛土規制法) 法の対象外
造成規模によっては許可が必要。法に適合する内容にすること。

【結論】 除外6要件を満たす。

3 ページは、用地選定表を添付しております。

4 ページは、位置図を添付しております。

5 ページから8 ページまでは、農用地の関係図を添付しております。

9 ページから10 ページまでは、土地利用計画図を添付しております。

11 ページは現場の現況写真を添付しております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○委員
今回の部分ですが、何故このような切れ端のような土地が発生したのですか。

○産業 もともとは、農振除外の前に、ほ場整備でできた土地が残ってしまっていてできた土地だと思います。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(意見なし)

○議長 ご意見等無いようでありますので、原案とおりの決定してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○産業　それでは、2つ目の案件を説明いたします。

(申請番号2)

申出者：○○○○○○○ 代表　○○　○○（自動車整備・販売会社）

申出地：昭和町字○○○○○○○番　面積：○○㎡

権利関係：売買により取得

利用目的：申出者所有の建物用地の一部となっている。

除外の要件：

1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

申出者が令和5年に購入した昭和町○○○○の建物は、昭和30年に申出地の地権者の○○○○氏の義父によって建築され、農地法の無断転用となってしまっている。

昭和53年の土地改良事業（三井堰地区）の際に判明し、はみ出している部分が換地処理によって申出地○○○○のとおりにより切り離された。

（経緯については別紙顛末書のとおり）

地権者の○○氏が高齢であることから資産の整理を行っていた際に、申出地が農用地として違反状態のまま残っていることが判明した。本人も10年以上前に夫から相続を受けた土地であり。本人の違反の認識はなかった。

以上のことから、現に建物用地の一部となっている農用地を、地権者の意思疎通が可能ならうちに転用手続きを行い、購入しておく必要がある。

農振法上の考え方

当該地が農振農用地に設定されたのは、小野市農振計画策定（昭和47年）から土地改良事業（昭和53年）の時点までのいずれかであり、どの時点でも建物が建築された昭和30年以後となる。

⇒農用地の開発行為の制限に該当しない（農振法第15の2第11項 農用地が定められた際既に着手していた行為）ため、農振法上の違反にならない。

【土地に必要な条件】

・建物がはみ出している部分（昭和町○○番地　○○㎡）

以上の条件下で、申出地以外に該当する土地はない。

2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

東側及び南側について非農用地と接していることから、農用地の縁辺部であり、農地の集団化に支障はないと認められる。現在、建物用地の一部であり、農地として機能していないことから。効率的利用にも支障がないと認められる。

3 農地の利用集積に支障がないこと。

現在、農地として機能しておらず、担い手への利用集積の実態はないことから、支障はないと認められる。

4 土地改良施設の機能に支障がないこと。

現在の土地利用から変更することがないことから、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められる。

5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。

県営土地改良事業 三井堰地区

事業完了年度：昭和53年

6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

地域計画区域外

7 農業委員会事務局の意見

(農地転用) 非農地証明発行見込

除外後、農地区分見込：第2種農地

8 加東土木事務所の意見

(都市計画法) 法の対象外

都市計画調整区域内であるが、建物が都市計画法施行前から存在することが確認できれば適用除外となる。建物登記情報と航空写真(日本地図センター)

(盛土規制法) 許可見込

現状通りの利用であり、造成のないことから適用除外である。

【結論】 除外6要件を満たす。

1 4 ページは用地選定表を添付しております。

1 5 ページは、位置図を添付しております。

1 6 ページは、航空写真を添付しております。

1 7 ページは、除外位置確認図を添付しております。

1 8 ページは、地番参考図を添付しております。

- 19ページは、全部事項証明書の写しを添付しております。
- 20ページは、土地利用計画図を添付しております。
- 21ページは、顛末書を添付しております。
- 22ページは、全部事項証明書の写しを添付しております。
- 23ページは、日本地図センター発行航空写真を添付しております。
- 24ページから25ページまでが現場の現況写真を添付しております。

○議長 2番については、説明が終わりました。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(意見なし)

○議長 ご意見等無いようでありますので、原案とおりの決定してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どりの決定いたします。

○産業 それでは、3つ目の案件を説明いたします。

(申請番号3)

申出者：〇〇 〇〇

申出地：昭和町字〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇 面積：〇〇㎡

権利関係：父の土地を使用貸借

利用目的：農家住宅用地、露天駐車場、農作業場、農業用資材置場

除外の要件：

1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。

申出人は平成30年に結婚し親元から独立し、現在は、妻と子と3人で小野市大島町の賃貸アパートで生活している。令和8年に子どもが小学校に入学予定であるが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭となってきた。また、申出人の両親が高齢化(父：75歳、母：77歳)しており、介護も必要となることから、実家周辺に拠点を移す必要がある。

昭和町を中心に、水稻1.6ヘクタール・果樹(ぶどう)1.1ヘクタールを営農しているが、農業用倉庫や農作業場等は昭和町の実家や果樹園の隣地に存在しているため、大島町から通っている状況であり、管理の面からしても効率的に営農ができているとは言えない状況である。

以上のことから、早急に昭和町内に農家住宅を建築する必要がある。

【土地に必要な条件】

実家(昭和町)の集落内に位置し、実家に近接していること(半径1

50メートル程度)。

農家住宅の建築や農作業・農業資材の置場として適切な形状であること。

道路に接道し、電気の引き込み、上下水道の接続が可能な土地。

小学校・中学校に徒歩または自転車で通学できる距離であること。

以上の条件下で、申出地以外に該当する土地を探し、交渉した結果、申出地以外に見つからなかった。

2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。

西側は実家用地に、東側は集落と接しており、4辺のうち2辺が非農用地と接している。北側及び南側の農用地は、申出人が所有し営農していることから、管理上支障が及ぶことはなく、集団化と効率的利用にも支障がないと認められる。

3 農地の利用集積に支障がないこと。

現在、申出人父が土地を所有しており、父から申出者へ利用集積されているが、双方とも合意済みであることから、支障はないと認められる。

4 土地改良施設の機能に支障がないこと。

申出地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められる。

5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。

県営土地改良事業 三井堰地区

事業完了年度：昭和53年

6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

地域計画区域内

現在は申出者の名前で担い手が位置付けられている。

地域計画変更手続きを並行して進めている。

7 農業委員会事務局の意見

(農地転用) 許可見込

除外後農地区分見込：第1種農地

60条証明交付見込み

8 加東土木事務所の意見

(都市計画法) 許可不要見込

開発許可等不要証明申請が必要
(建築基準法) 確認見込
法令に則り、建築確認申請を行うこと。
(盛土規制法) 許可見込
造成の規模によっては許可が必要。法令に則り許可申請を行うこと。

【結論】 除外 6 要件を満たす。

28 ページから 30 ページまでは用地選定表を添付しております。
31 ページは、位置図を添付しております。
32 ページは、航空写真を添付しております。
33 ページは、除外位置確認図を添付しております。
34 ページは、地番参考図を添付しております。
35 ページ、36 ページは、全部事項証明書の写しを添付しております。
37 ページは、土地利用計画図を添付しております。
38 ページ、39 ページは、建物平面・立面図を添付しております。
40 ページから 42 ページまでが現場の現況写真を添付しております。

○議長 3 番については、説明が終わりました。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○委員
説明資料 33 ページの除外位置確認図で、○○番○○の土地があるのですが、これは何ですか。

○産業 もともと、○○さんのお父さんが農業用の小屋を建てられており、地目は宅地となります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(意見なし)

○議長 ご意見等無いようでありますので、原案とおりの決定してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どりの決定いたします。

○産業 それでは、4 つ目の案件を説明いたします。
(申請番号 4)

申出者：○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

現在、担い手への利用集積の実態はないことから、支障はないと認められる。

4 土地改良施設の機能に支障がないこと

既存水路や農道の機能は、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められる。

5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。

工事完了から35年経過している。

事業名：農林業同和対策事業

地区名：池尻地区

事業完了年度：昭和48年

6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

地域計画区域外

7 農業委員会事務局の意見

(農地転用) 許可見込

除外後農地区分見込：第2種農地

神戸電鉄市場駅から約500メートル以内

各種法令を遵守すること

8 加東土木事務所の意見

(都市計画法) 法の対象外

隣接地の既存営業所とコンクリートブロック等を用いて区画を分けること。

既存営業所部分は平成9年に既存宅地確認通知書が発行されている。

(建築基準法) 法の対象外

建築物の新築がないこと。

(盛土規制法) 許可見込

造成規模によっては許可が必要。法令に則り申請手続きを行うこと。

9 市関係部署の意見

小野市道路河川課

(道路法) 許可見込

北側市道との境界部分の法面の埋め立て箇所はアスファルトで舗装し、側溝を設置すること。

側溝は民地内であれば構造は問わないが、市道内に設置する場合、車両の通行に支障のない構造にすること。

【結論】除外6要件を満たす。

45ページから47ページは、用地選定資料を添付しております。

48ページ、49ページは、位置図を添付しております。

50ページは、除外位置確認図を添付しております。

51ページから53ページは、土地利用計画図を添付しております。

54ページから55ページは、現場の現況写真を添付しております。

以上で、「小野農業振興地域整備計画（案）の変更に対する意見について」の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○議長 前回同じ申請をされて、再度出し直しということですが、前の申請の有効期限が切れたのですか。

○産業 有効期限というか、前回の申請が取り下げとなりましたので、再度、提出ということになります。

○議長 前回の申請は許可されていないということですか。

○産業 途中で取り消しがありましたので、許可されておられません。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第129号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」に関する審議は終了しました。

(小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について)

○議長 次に、議案第130号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の15ページをお願いします。

議案第130号

小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画変更（案）について意見を求める。

令和8年2月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

16ページをお願いします。

市長部局より、令和8年2月4日付けで、意見を求められています。
意見聴取を求められる地域計画変更(案)は、1計画となっております。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第130号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 続いて、議案第130号「小野市地域計画変更（案）に関する意見聴取について」の提案につきまして、説明させていただきます。

議案資料は15、16ページまでとなりますが、別途、説明資料として配布しております、小野市地域計画変更（案）概要説明書を一緒にご覧いただき、ご審議の程、よろしく願いいたします。

先ほど、ご審議いただきました、議案第129号の3件目の農振除外に関連する内容です。申請者の〇〇〇〇氏が10年後も担い手として設定されていた農地に、本人の農家住宅を建てることになることから、地域計画の守るべき農地から除外する必要があります。

変更箇所につきましては、概要説明書の2ページ以降の新旧対照表により明記させていただいております。4ページの農業を担う者の〇〇〇〇氏の経営面積が変更となります。

以上をもちまして、議案130号 地域計画変更（案）の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第130号「小野市地域計画変更(案)に関する意見聴取について」に関する審議は終了しました。

(小野市地域計画(案)に関する意見について)

○議長 次に、議案第131号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の17ページをお願いします。

議案第131号

小野市地域計画(案)に関する意見について
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画(案)について意見を求める。

令和8年2月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

18ページをお願いします。

市長部局より、令和8年1月19日付けで、意見を求められています。
意見聴取を求められる地域計画(案)は、1計画となっております。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第131号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画(案)に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第131号「小野市地域計画(案)に関する意見について」の提案につきまして、説明させていただきます。

まず、小野市における地域計画の策定状況であります。現在、市内6

8ある農業集落において、うち65の集落で完成し、残り3つの集落について、同計画の策定を急いでいるところであります。

そこで、今回の議案であります。残り3つの集落のうち、1つの集落の地域計画案について、貴委員会の意見を求めるものであります。

議案資料は17、18ページとなりますが、別途、配布しております。地域計画案の概要説明書と、小野市地域計画案を同時にご覧ください。

今回は新規分として、中町における地域計画案の1件の提案となります。

それでは、中町の地域計画案について、説明をさせていただきます。

対象農地は9.0ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針といたしましては、「現状維持」とするものであります。ただし、一部の農地について耕作者から所有者へ戻す部分がございます。

当面は、担い手への具体的な農地集約の面積はございませんが、長期的な農地集積目標としては、市内共通の30%を目指すこととしております。

主な営農の担い手としましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏ほかとなります。また、自己所有農地が管理できない者への対応として、同町では農地の耕起、草刈りなど農地の保全管理作業を担う団体として、「中町農地維持管理組合」をつくっており、この団体が地域の農地保全の中心的役割を担う計画となっております。

具体的な計画案の内容は、地域計画案をご覧くださいと思います。以上をもちまして、議案第131号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第131号「小野市地域計画（案）に関する意見について」に関する審議は終了しました。

（農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権））

○議長 次に議案、第132号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の19ページをお願いします。

議案第132号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）
農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。
令和8年2月20日提出
小野市農業委員会 会長 中尾 正美

20ページをお願いします。

市長部局より、令和8年2月6日付けで、意見を求められています。

21ページから28ページまでが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第132号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第132号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」の提案説明をいたします。

議案資料は、19ページから28ページまでとなり、別途、配布しております対象農地位置図と一緒にご覧ください。

いずれも、農地中間管理権に係る分であります。今回の農用地の利用集積計画の概要を申しますと、賃貸借権の設定で6件、使用貸借権の設定で6件となり、合計12件となります。

それでは、賃貸借権の設定分からご説明いたします。議案資料21ページから24ページをご覧ください。

賃貸借権の設定1件目は、下来住町内の農地、計1筆・面積にして283平方メートルを、同町を拠点に、水稻、麦、そばを中心にした営農を展開する農事組合法人 ○○○○○○に集積をしようとするものであります。

農地の所在ですが、位置図の1ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり3,00

0円となります。

賃貸借権の設定2件目は、敷地町内の農地、計4筆・面積にして6,418平方メートルを、同町を拠点に水稻を中心とした営農を展開する認定農業者 ○○○○氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図の2ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり5,000円となります。

賃貸借権の設定3件目は、敷地町内の農地、計2筆・面積にして10,506平方メートルを、同町を拠点に水稻を中心とした営農を展開する認定農業者 ○○○○氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図の3ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり7,000円となります。

賃貸借権の設定4件目は、脇本町内の農地、計2筆・面積にして4,701平方メートルを、同町のほか広渡町や浄谷町など広域的な範囲で水稻を中心とした営農を展開する認定農業者 ○○○○氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図の4ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり3,000円となります。

賃貸借権の設定5件目は、菅田町内の農地、計4筆・面積にして5,312平方メートルを、同町を拠点に水稻を中心とした営農を展開する○○○○氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図の5ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり10,000円となります。

賃貸借権の設定6件目は、長尾町内の農地、計1筆・面積にして3,243平方メートルを、同町のほか浄谷町など広域的な範囲で水稻を中心とした営農を展開する認定農業者 ○○○○氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図の6ページをご参照願います。貸借期間は本年5月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり10,000円となります。

続いて、農地利用集積計画の使用貸借権の設定分について、ご説明いたします。議案資料25ページから28ページをご覧ください。

使用貸借権の設定1件目は、浄谷町内の農地、計5筆・面積にして6,699平方メートルを、同町を拠点に水稻を主とした営農を展開する○○○○氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置

図7ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となります。

使用貸借権の設定2件目は、三和町内の農地、計13筆・面積にして20,922平方メートルを、同町を拠点に水稻を主とした営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図8ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となります。

使用貸借権の設定3件目は、黍田町内の農地、計5筆・面積にして2,787平方メートルを、黍田町を拠点に水稻を主とした営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図9ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となります。

使用貸借権の設定4件目は、西脇町内の農地、計1筆・面積にして1,719平方メートルを、同町を拠点に水稻を主とした営農を展開する認定農業者 〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図10ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となります。

使用貸借権の設定5件目は、檜山町内の農地、計1筆・面積にして599平方メートルを、同町のほか天神町など広域的な範囲で営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図11ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となります。

使用貸借権の設定6件目は、喜多町内の農地、計1筆・面積にして1,174平方メートルを、同町のほか高田町など広域的な範囲で水稻を主とした営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図12ページをご参照願います。貸借期間は本年4月からの10年間となります。

以上をもちまして、議案第132号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○議長 一つ確認したのですが、議案資料22ページの貸借権の設定で、敷地町内農地2筆で10,506平方メートルの農地となっておりますが、

1筆5,000平方メートルの大きな農地があったのですか。

○産業 敷地町内の2筆についてですが、対象農地位置図の3ページをご覧ください。北側の農地が敷地町2131番で面積が4,005平方メートルで、土地改良事業の換地計画による面積となります。そして、南側の農地が敷地町2206番で面積が6,501平方メートルで、同じく土地改良事業の換地計画による面積となります。

○○○番 ○○番：○○委員

農地中間管理権の設定をする者と受ける者との整合性がわかりにくいので、わかりやすい表示方法にしてください。

○産業 議案書の表示方法を検討いたします。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第132号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」に関する審議は終了しました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項1から4を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 29ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和8年1月1日～令和8年1月31日)

令和8年2月20日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号1 住所 鹿野町〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計10件、使用目的は、軽油免税の申請が9件、加東市農業委員会へ提出する3条耕作証明が1件です。

引き続きまして、30ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和8年1月1日～令和8年1月31日)

令和8年2月20日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人(借人) 王子町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人(貸人) 王子町〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 王子町〇〇 地目 畑 面積〇〇㎡、王子町〇〇 地目 畑 面積〇〇㎡、合計2筆、合計面積〇〇㎡、摘要といたしまして、令和8年1月22日受理、分家住宅、使用貸借権の設定の1件です。

引き続きまして、31ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和8年1月1日～令和8年1月31日)

令和8年2月20日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 天神町〇〇 〇〇 〇〇、借人 王子町〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 浄谷町字〇〇〇〇 地目 畑 面積〇〇㎡、浄谷町字〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇㎡、浄谷町字〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇㎡、合計3筆、合計面積〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年8月31日受理、利用権 賃借権の合意解約で、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定に係る届出は、3筆、〇〇〇〇㎡の1件です。

引き続きまして、32ページをご覧ください。

報告 4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和8年1月1日～令和8年1月31日)

令和8年2月20日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号 1

届出者 譲受人(相続人) 神戸市垂水区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇

譲渡人(被相続人) 神戸市垂水区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇、

物件の表示 所在地 小田町字〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、
小田町字〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、小田町字〇〇〇〇〇〇〇〇
地目田、面積〇〇㎡、小田町字〇〇〇〇〇〇 地目田、面積〇〇
㎡、小田町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田、面積〇〇〇〇㎡、小田町字
〇〇〇〇〇〇〇 地目田、面積〇〇〇㎡、合計6筆、合計面積〇〇
㎡、摘要といたしましては、相続による所有権取得、令和8年1
月6日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計
5件、13筆、11,004㎡でした。

以上で、報告事項を終わります。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日より予定しておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。

これをもちまして、第23回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和8年2月27日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員6番

議事録署名委員8番